

# 長崎県・市の資金繰り制度融資

長崎県、長崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている中小企業者の資金繰りに対応するため、中小企業者等向け融資制度を取り扱っています。

## ○長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）

融資限度額	1企業あたり10,000万円
貸付利率	年1.30%（固定）
償還期間	運転・設備資金ともに10年以内 （据置2年以内）
保証料率	年0.05%から0.90% ※セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた場合は年0.05% ※セーフティネット保証5号の認定を受けた場合は年0%

## ○長崎市中小企業災害復旧等支援資金

※セーフティネット4号、5号または危機関連保証の認定を受けた事業者が対象です。

融資限度額	1企業あたり2,000万円
貸付利率	年1.40%（固定）
償還期間	運転資金7年以内 設備資金10年以内 （運転・設備資金ともに据置1年以内）
保証料率	0%（長崎市が全額補助）

※ご利用には、金融機関・信用保証協会による審査があります。  
お近くの金融機関にご相談ください。

### 【融資申込先（上記2種の取扱いがある金融機関）】

十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫  
長崎三菱信用組合、福岡銀行、商工組合中央金庫、佐賀銀行、  
三菱UFJ銀行、北九州銀行

### 【資金制度のお問合せ】

#### ■長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）

産業労働部経営支援課  
電話番号 095-895-2651

#### ■長崎市中小企業災害復旧等支援資金

商工部産業雇用政策課  
電話番号 095-829-1313